

なかよし広場

お子様の健やかな成長を願い、保護者が安心できる子育てに役立つよう、「なかよし広場」を開催します。

対象 町内在住の幼稚園就園前のお子様と保護者の皆様

内容 紙芝居、折り紙、ままごと、歌などの活動、幼稚園職員への子育て悩み相談、保護者同士の語り合いなど

日程・場所

	期日	時間	会場
第9回	10月8日(火)	9時15分～10時15分	西幼稚園

※開始時間15分前から受付を開始します。時間内であれば、途中参加も可能です。

※西幼稚園には駐車場がありませんので、お車でのご来園はご遠慮ください。

※各回の実施内容の詳細につきましては、直接園にお問い合わせください。

☎ 西幼稚園 ☎ (33) 3223

秋の全国交通安全運動実施！9月21日(土)～30日(月)
「人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県」

県内における本年の交通事故死者数は、8月8日現在72名で、全国ワースト5位となっています。一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを身につけて、交通事故の無い安心・安全なまちを目指しましょう。

全国重点

- 子供と高齢者の安全な通行の確保
- 高齢運転者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

埼玉県重点

- 交差点での自転車の交通事故防止

町重点

- 自転車・歩行者の交通事故防止

☎ ぐらし安全課 交通・防犯担当 内線284

令和元年度 補助金制度のお知らせ

再生可能エネルギーの利用促進及び地球温暖化の防止や大気汚染の改善を目的に、各対象者の方に対し、予算の範囲内において補助金を交付しています

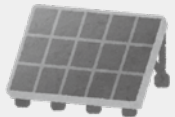
☎ 問合せ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

■住宅用太陽光発電システム設置費用

対象者 町内で、自ら居住している住宅、または自ら居住するために新築する予定の住宅に太陽光発電システムを設置する方。
※ただし、次の①～③に該当する場合は申請できません。

- ①法人の場合
 - ②賃貸目的の住宅の場合
 - ③太陽光発電システムが設置されている住宅の購入の場合
- ※事前申請が必要です。

補助内容 ・太陽光発電システム設置1件につき5万円
・太陽光発電システムとHEMS（エネルギー管理設備）同時設置の場合1件につき6万円



■電気自動車（EV）またはプラグインハイブリッド自動車購入費用

対象者 町内に住所を有している方。（法人は除く）
対象車両 電気自動車（EV）またはプラグインハイブリッド自動車

- ※新車新規登録前の申請となります。
- ※新車新規登録月日は補助金交付決定以降であること。
- ※車検証の所有者または使用者の名義が申請者となり、かつ、使用の本拠の位置が杉戸町内であること。

補助内容 1台につき5万円



【共通事項】

受付期限 令和2年2月28日(金)（申込順。申請額が予算額に達した場合は終了となります。）
※補助金の申請から交付決定までには約20日間の期間を要します。
申請方法 所定の申請書に必要書類を添えて、環境課窓口（環境センター内）まで持参し（住宅用）（自動車）してください。
申請書取得場所 環境課窓口、または町ホームページ。 ※詳しくは、町ホームページをご覧ください。



「杉戸町コミュニティアンドシニアフェア」を開催します

☎ 問合せ 住民協働課 住民協働担当 内線283

元気な高齢者が地域社会へ参加するきっかけの一つとして、「杉戸町コミュニティアンドシニアフェア」を開催します。盛りだくさんのイベントが実施されますので、皆様お誘いあわせのうえ、気軽にお越しください。

日時 10月3日(木) 10時～

場所 生涯学習センター

内容 ステージアトラクション、町内で活躍する団体の紹介ブース、血管年齢測定などの健康エリア、町物産品のあたるスタンプラリー 他

その他 入場無料、事前申込不要、入退場自由



前回の様子

消費税率改正に伴って上下水道料金が変わります

10月1日から消費税の税率が10%に改正されることに伴い、上下水道料金が変更となります。

新税率適用日 10月1日(火)

※現住所において継続して使用している方は、12月検針分から消費税率10%での請求となります。

■参考例（口径20ミリ）

・水道水を40立方メートル使用した場合

区分	現行消費税率（8%）	改正後消費税率（10%）	影響額
水道料金	5,616円 （うち消費税額416円）	5,720円 （うち消費税額520円）	104円
下水道使用料	3,672円 （うち消費税額272円）	3,740円 （うち消費税額340円）	68円
合計額	9,288円 （うち消費税額688円）	9,460円 （うち消費税額860円）	172円

・水道水を50立方メートル使用した場合

区分	現行消費税率（8%）	改正後消費税率（10%）	影響額
水道料金	7,128円 （うち消費税額528円）	7,260円 （うち消費税額660円）	132円
下水道使用料	4,968円 （うち消費税額368円）	5,060円 （うち消費税額460円）	92円
合計額	12,096円 （うち消費税額896円）	12,320円 （うち消費税額1,120円）	224円

☎ 上下水道課 経営総務担当 ☎ (37) 1232

「高齢者の移動支援」をテーマに意見交換会を実施

高齢者の移動支援に関して興味のある方、生活支援体制整備事業における移動支援アドバイザーとの意見交換会（第1層協議体）を、傍聴してみませんか？

日時 10月4日(金) 13時30分～15時30分

場所 杉戸町役場 第一庁舎3階会議室

内容 『高齢者の移動支援』をテーマに、埼玉県地域包括ケア総合支援チームの移動支援専門アドバイザーを招いて協議体委員と意見交換を実施

申込費用 電話又は高齢介護課地域ケア担当窓口 無料

備考 申込が多数となった場合には先着順

※傍聴の方から質問を受ける時間はございません。

☎・☎ 高齢介護課 地域ケア担当 内線330

すぎびよんカフェ

どなたでも気軽に参加できる「集いの場」です。地域の方、介護されている方、認知症の方、認知症の家族の方も…みなさんでホッと一息コーヒープレイクしませんか？

日時 9月20日(金) 10時～12時

場所 ウエルシア 杉戸倉松店

内容 「いざという時のために知って安心～成年後見制度～について」

※認知症や健康・介護に関する個別相談もできます。

費用 無料 **定員** 10名程度（申込不要）

☎ 高齢介護課 地域包括支援センター担当 内線302

認知症声かけ訓練参加者募集

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのため、認知症に対する理解と声かけの仕方を学ぶことを目的に「認知症声かけ訓練」を実施します。皆さんのご参加をお待ちしています。

日時 10月19日(土) 9時30分～12時

場所 エコ・スポいずみ 多目的スペース

内容 認知症の方への声かけ体験・学習 **定員** 80名

申込方法 10月4日(金)までに高齢介護課に電話にて

☎ 高齢介護課 地域包括支援センター担当 内線302

町からの情報はコチラ

すぎとひろば



杉戸町役場 ☎ 0480 (33) 1111

町ホームページ <http://www.town.sugito.lg.jp/> ▲

小学生環境ポスター展覧会入選作品決定

6月22日(土)・23日(日)に開催された第16回杉戸アースデー（会場：生涯学習センター）にて、「環境によい活動・行動」をテーマとした小学生環境ポスター展覧会を行いました。多数の応募作品の中から、来場者に良かったと思う作品に投票をしていただき、28点の作品が入選作品に選ばれました。入選作品は、町のホームページでご覧になれます。

☎ 入選者（敬称略） ※学校順、学年順、氏名順 ☎

杉戸小学校 大橋 奏太（2年生）、中河原 かえで（2）、芳井 優仁（2）、網倉 俊介（3）、井本 陽翔（3）、大石 優月（3）、川上 瑠生（3）、曾根 あずさ（3）、中莖 凜（3）、南雲 咲希（3）、渡部 蒼来（3）、酒井 悠人（4）、戸田 明璃（5）、石垣 葵衣（6）、酒井 真菜（6）、中谷 詩歩（6）、中山 菜穂（6）、横山 日南（6）

杉戸第三小学校 山口 愛央（6）

西小学校 石塚 真奈（2）、増田 ののか（2）、辻 菜々花（3）、樋口 凜（3）、平井 莉璃（4）

杉戸第二小学校 和田 結暖（3）、五十嵐 香偉（4）

高野台小学校 堀 瑞季（2）、上野 優貴（6）

☎ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

国民健康保険に加入されている皆様へ

令和元年10月1日より被保険者証が新しくなります！

現在お持ちの被保険者証の有効期限満了日は、

令和元年9月30日(月)です。

その後は使用できません！

●新しい被保険者証について●

①国民健康保険税に未納がない世帯には、9月下旬に簡易書留で郵送します。

②被保険者証が届いたら、氏名・住所など正しく記載されているか必ずご確認ください。万が一、誤りがあった場合には、速やかに町民課国民健康保険担当窓口まで申し出てください。

●こんな時(方)はご注意ください●

○国民健康保険税の滞納がある

特別な事情がなく国民健康保険税を滞納した場合、通常の被保険者証のかわりに有効期限が短い「短期被保険者証」が交付されることとなりますので、**必ず期限内に国民健康保険税を納付しましょう。**（未納のある世帯は、納税相談後に被保険者証を交付します。）

○学生の方

学生を対象とする㊦の被保険者証が交付される世帯の有効期限は、**令和2年3月31日(火)まで**です。

○外国籍の方

外国籍の方で有効期限内に在留期限が満了となる方は、**在留期間満了日までが有効期限**となります。

☎ 町民課 国民健康保険担当 内線257・457